

4月1日から

水道料金が改定になります

平成11年度の大震災害では、河川の濁度が増したことから、度重なる断水を余儀なくされるなど、町民の皆さんには、大変ご迷惑をおかけいたしました。

これらの状況を踏まえ、安定した水の供給を図るため、平成13年度から15年度まで、約13億円の費用を投じ、配水池の増設、老朽機器の更新、浄水場の増設といった上水道施設の整備を実施いたしました。

水道料金につきましては、前述の施設整備の完了を見通しながら、算定期間を設け、第一次料金改定を平成13年4月に実施し、今回、第二次として予定していましたが、料金改定を実施するものです。

水道事業は独立採算が原則であり、経費の節減と合理化などにより運営努力をしてきましたが、施設整備における企業債(借金)償還の上昇等により、このままでは経営が行き詰まること

が予測されます。

また、簡易水道(天売・焼尻・曙)において、平成14年度・15年度の2力年で約3億円の費用を投じ、水源確保・施設整備を実施するなど、簡易水道事業においても経費が増加している傾向にあります。

このようなことから、水道事業の健全な財政運営を図るため、やむを得ず、水道料金の改定をさせていただきますこととなりました。

今後、経営の一層の効率化に努めていきますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

■ 上水道使用料

	基本水量	基本料金	超過料金
家庭用	10m ³	2,850円	300円
営業用	15m ³	4,740円	320円
工業用	30m ³	8,230円	300円
団体用	20m ³	6,980円	320円
浴場用	50m ³	7,700円	130円
臨時用	30m ³	18,950円	640円
船舶用	1m ³	560円	560円

□ 簡易水道使用料

	基本水量	基本料金	超過料金
家庭用	8m ³	2,570円	340円
営業用	15m ³	5,460円	360円
工業用	15m ³	4,820円	340円
団体用	15m ³	6,130円	380円
臨時用	15m ³	10,930円	680円
船舶用	1m ³	640円	640円

超過料金は6月請求分から新料金となります。(4、5月請求分は旧料金)

超過料金については、1m³の料金です。

●改定内容について「詳しく知りたい」という方は、町内会、グループなどでお申込みいただければ、『ほっと講座はぼろ』におきましてご説明させていただきますので、役場上下水道課水道係(☎2-1211 内線321)までご連絡願います。